



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2012 OCTOBER / 138号

★ 米国特許出願の新様式 ★

米国で昨年特許法の大改正が行われたことは岡本特許ニュース 126 号でお知らせしましたが、その一環として 2012 年 9 月 16 日から出願書類などにおいて記載様式が変更されました。

1. 新旧様式の適用範囲

2012 年 9 月 16 日以降の新出願には新様式を用いなければならず、旧様式のものとはたとえ作成期日がある日以降であっても受理されません。ただし、2012 年 9 月 16 日以前の国際出願日を有する国際出願においては、その日以降に米国に国内移行する場合であっても旧様式を用いる必要があります。

2. 米国特許出願の必要書類

米国特許出願において日本側で用意するものは、明細書や図面などの実体書類のほか、次の方式書類があります。

- (1) 発明者宣誓書（宣言書）
- (2) （特許を受ける権利を発明者が譲渡するとき）譲渡証
- (3) 委任状
- (4) ADS (Application Data Sheet 出願データシート)

3. 主な変更点

改正特許法の下では、発明者でなくその譲受人（多くは勤務先会社）が最初から出願人として特許出願することができるようになりました。しかし、（日本やその他多くの国と異なり）譲受人により出願された場合でも、例外的な場合を除き、なお発明者宣誓書の提出が必要です。

次の点に注意してください。

- (1) 出願人が発明者全員の氏名、居住地および郵送先住所を示す ADS を提出している場合には、発明者全員の氏名を一つの宣誓書で特定する必要はなく、それぞれの発明者が別々の宣誓書を提出することができます。
- (2) ADS を審査前に提出していれば、宣誓書の提出は許可通知発行まで待つことができますが、補充期間は許可通知後 3 か月以内であり、発明者に異変がないとも限らないので、早めに出しておくことをお勧めします。

4. 新様式の入手先

新様式のうち上記 2 (1) (4) は次のサイトから入手可能です。

http://www.uspto.gov/forms/aia_forms.jsp

「グーグル検索で、” patent forms September 16, 2012 ” と入力すれば、すぐにこのサイトに到着できます。

5. 国際出願指定国としての米国出願人表記

上記改正に伴い、PCT 実施細則が改正され、願書様式から出願人の指定国を特定するための「米国を除くすべての指定国」及び「米国のみ」のチェックボックスが削除されました。

ただし、現在、PCT-SAFE、インターネット出願ソフト及び紙願書（日本語）はこの改正に対応していないので、チェックボックスにチェックが記載されている場合、受理官庁又は国際事務局は、出願人あてに、注意喚起の通知（PCT/RO/132 又は PCT/IB/345）を送付し、変更の記録要請を認めるそうです。